

2025年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社ミツバ

代表者名 代表取締役社長 日野 貞実

(コード番号:7280 東証プライム)

問い合わせ先 総務部長 谷村 良一

(TEL: 0277-52-0112)

### 株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 80 回定時株主総会における議案について、株主提案権行使に係る書面を 受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記 の通りお知らせいたします。

記

- 1. 本株主提案について
- (1) 提案株主

個人株主1名

保有議決権個数 300 個

- (2) 提案のあった議案
  - ①定款一部変更の件(下記(3) Iが該当)
  - ②剰余金処分の件(下記(3)Ⅱが該当)
- (3) 提案の内容(形式的な調整を除き、本株主提案書の原文通りに掲載します)

会社法第303条に基づき、下記のとおり提案する。

I 1 提案の内容

社員の皆様に心より感謝しつつ、下記の理由に基づき、配当金に関する議決は株主総会の議決事項とする旨定款に定める。

2 提案の理由

取締役会の議決をもって配当金に関して決定することには、『株主の意思』が全く反映されていない。1 株当たり「3円(2022年3月期)」、「3円(2023年3月期)」、「6円(2024年3月期)」、そして、「10円(2025年3月期予定)」は、『十分な株主還元』又は『株主重視』と言えるのであろうか。

# Ⅱ 1 提案の内容

上記 I の提案が承認された場合、改めて 2024 年度の配当金を 1 株につき 100 円とする。

- 2 提案の理由
  - (1) 少なくとも 20 年間以上に亘り、「自社株買い」及び「株式分割」が全く実施されていないという

こと、(2)2015年の株価 3,575円を、その後約10年間が経過しているが未だに1度も超えていないということ、(3)わずか1年前(2024年3月)の株価1,657円時の時価総額約750億円が2025年4月1日現在においては約390億円で約360億円も減少していること等を勘案すれば、有利子負債が約1,500億円あることを考慮しても、上記現状においては、『十分な増配』により時価総額の増大を図るべきである。

なお、「(株)ミツバによる(株)タツミの完全子会社化に関する株式交換契約書」の第8条第1項に「前条の定めにかかわらず、甲(株主提案者注、ミツバ)は、2025年3月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。」と規定されているが、既に本年4月1日に同完全子会社化は実現しているので、同契約書の規定が会社法303条に基づいた上記株主提案権を毀損することはいささかも有り得ない。

お忙しい中、お手数をおかけ致しますが宜しくお願い申し上げます。

# 2. 本株主提案に対する取締役会の意見

- (1) 定款一部変更の件(前記(3) Iが該当)
  - ①本株主提案の概要

本株主提案は、当社定款上に配当金に関する議決は株主総会の議決事項とする旨を定めるものであります。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

#### ③反対の理由

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績並びに配当性向及び当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めております。また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効活用し、将来の成長に繋げております。

本基本方針に基づき、当社を取り巻く経営環境の変化、当社の事業特性、株主さまへの公正な還元、当社の業績の今後の見通しのほか、当期の業績、内部留保や分配可能額を含む正確且つ適時の財務状況等を考慮して、配当金額を決定する必要があります。この点、上記の情報は、当社の経営に専念して従事している当社取締役会が、最も早く、正確且つ詳細に、入手し、分析できるものであり、株主総会においては、時間的制約等から適時の当社の状況を反映した配当決定が難しいと考えられることから、配当は、経営判断事項として、株主総会ではなく、取締役会において、迅速且つ柔軟に判断することが適切であると考えております。

以上のことから、当社の剰余金の配当等の決定機関につきましては、会社法第 459 条第 1 項及び第 460 条の 規定に基づき、取締役会の決議によることとしております。当社は、今後においても経営基盤の強化を図りなが ら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針とし、業績並びに配当性向及び当社を取り巻く諸事情を勘案 しながら、適正な配分を行うように努めてまいります。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

- (2) 剰余金処分の件(下記(3) Ⅱが該当)
  - ①本株主提案の概要

本株主提案は、当社普通株式1株につき100円を配当するものであります。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### ③反対の理由

本株主提案は、第5号議案である、当社定款の一部変更が実施されることを前提とした提案であり、前述の通りに当社取締役会は、第5号議案に係る株主提案に反対をしております。当社の剰余金処分においては、前述の

基本方針に従い当社取締役会にて決定しております。

また、本株主提案は、当社として確保すべき内部留保を損なうものであり、このような提案は、中長期的な企業価値向上に向けたステークホルダーへの利益還元方針とは相反する短期的な視点に立脚したものであると捉えざるを得ず、結果として中長期的な当社グループの企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

したがいまして、<u>当社取締役会としては本株主提案に反対</u>いたします。

以上